

商品別平均使用年数

別表1

分類	商品区分					使用年数
	品目	No	品種	用途	素材	
毛皮製品	外衣(裏毛皮製品を除く) ショール ストール	78	うさぎ			2
		79	オボッサム、ラム類、キャット類、ムートン、ホワイトフォックス			5
		80	リンクス、フォックス類、ビーバー、ウィーゼル類、ヌートリア、チンチラ			10
		81	ミンク、セーブル類			20
	インテリア	82	うさぎ			2
		83	ムートン			5
		84	その他			10
	その他	85	うさぎ			2
		86	その他			5
皮革毛皮状製品		87	合成毛皮、ハイパイル			2
皮革製品	外衣	88	ぶた、爬虫類			3
		89	その他			5
	その他	90				3
人造皮革	外衣	91	人工皮革			3
		92	合成皮革 (エードタイプ、レザータイプ)	塩化ビニル、コルク、レザー		2
		93	合成皮革 (エードタイプ、レザータイプ)	その他		3
		94	コーティング品 (透湿性防水加工布、カラーコーティング、パラフィン加工布、オイルクロス等)			2
		95	フロック加工品			2
	その他	96				2

註1. 次の素材を使用している商品及び加工をしている商品は、上記の数字に拘らず平均使用年数表は次の年数を上限とする。

イ. 3年 アセテート製品、ゴムコーティング製品、ゴム裏張り製品、気泡性ゴム引布製品

ロ. 2年 ウレタンフォーム張り製品、接着衣料品(ファブリック・ツー・ファブリック)、モールヤーン、スラブヤーン、ループヤーンなど飾り糸、絹糸、抄織糸、薄起毛調加工品、エンボス加工品、顔料プリント、発泡プリント、メタルプリントなど特殊プリント加工品

註2. 商品区分、商品例に入っていない商品については、最も品質の近い商品の平均使用年数を適用する。

註3. 特殊クリーニング欄において

「和」とは、和服専門のクリーニング処理方法をいう。

「帽」とは、帽子専門のクリーニング処理方法をいう。

「羽」とは、羽ぶとん専門のクリーニング処理方法をいう。

「カ」とは、カーペット専門のクリーニング処理方法をいう。

「毛」とは、毛皮専門のクリーニング処理方法をいう。

「皮」とは、皮革専門のクリーニング処理方法をいう。

註4. 処理方法欄における○印は、通常行われる商品別のクリーニング処理方法を示したものである。

註5. 商品区分の素材において

「絹・毛」とは、表地に80%以上の絹または毛が使用されているものをいう。

「獣毛高率混」とは、アンゴラなど脱毛しやすい獣毛を60%以上含有するもの(表示のあるものに限る)をいう。